

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部精神保健・地域移行推進課】 3
- 指定障害児通所支援事業者の指定の取消し【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 4
- 道路の区域変更【建設局道路部管理課】 5
- 道路の供用開始【建設局道路部管理課】 6
- 道路の区域決定【建設局道路部管理課】 7
- 道路の区域変更【建設局道路部管理課】 8
- 道路の供用開始【建設局道路部管理課】 24
- 育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 29
- 育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 30
- 街区の区域変更【市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課】 31

◇ 公 告

- 特定調達契約の落札者の決定【港湾空港局総務部総務課】 33
- 業務委託契約に係る一般競争入札の公告【子ども家庭局子ども総合センター】 34
- 借入れ及び保守業務契約に係る一般競争入札の公告【危機管理室危機管理課】 37

◇ 上下水道局

- 給水装置工事事業者の指定【上下水道局水道部配水管理課】 4 0
- 業務委託契約に係る一般競争入札の公告（3件）【上下水道局水道部
浄水課】 4 1

北九州市告示第32号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第69条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和6年2月1日

北九州市長 武内和久

1 医科（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
宗前匠脳神経外科医院	北九州市戸畑区一枝二丁目3番25号	令和6年2月1日

2 薬局（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
サンキュー薬局両国橋店	北九州市小倉北区中井五丁目18番13号	令和6年2月1日
マイルド薬局戸畑店	北九州市戸畑区天神一丁目9番3号	令和6年2月1日

3 訪問看護（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
訪問看護ステーションそわ	北九州市小倉北区金鶏町9番27号第一岡部ビル302号	令和6年2月1日

北九州市告示第 33 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 21 条の 5 の 2 4 第 1 項の規定により、指定障害児通所支援事業者の指定を取り消したので、法第 21 条の 5 の 2 5 第 1 項第 3 号の規定により次のとおり告示する。

令和 6 年 2 月 1 日

北九州市長 武内和久

1 指定事業者に関する事項

指定障害児通所支援事業者（放課後等デイサービス）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
放課後等デイサービス おひさまの家+アップ 北九州市八幡西区小嶺台一丁目 3 番 8 号	株式会社 one 代表取締役 一宮 勉 福岡県直方市溝堀一丁目 6 番 2 3 号	重症心身障害児以外	4056700067

2 取消年月日

令和 6 年 1 月 31 日

北九州市告示第34号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和6年2月1日

北九州市長 武内和久

1 道路の種類 県道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員(m)	延長(m)
254	須磨園南原曾根線	前	北九州市小倉南区朽網東四丁目93番3地先から 北九州市小倉南区下曾根四丁目2112番1地先まで	4.1 ～ 22.2	4,869.4
		後	北九州市小倉南区朽網東四丁目94番1地先から 北九州市小倉南区下曾根四丁目2112番1地先まで	4.1 ～ 22.2	4,865.0
73	直方水巻線	前	北九州市八幡西区大字木屋瀬715番3地先から 北九州市八幡西区楠橋4927番3地先まで	5.6 ～ 17.0	3,771.7
		後	北九州市八幡西区木屋瀬四丁目715番6地先から 北九州市八幡西区大字楠橋4960番3まで	5.6 ～ 18.8	3,769.1

北九州市告示第 35 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり令和 6 年 2 月 1 日から道路の供用を開始する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 6 年 2 月 1 日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間
254	須磨園南 原曾根線	北九州市小倉南区朽網東四丁目 9 4 番 1 地先から 北九州市小倉南区下曾根四丁目 2 1 1 2 番 1 地先 まで
73	直方水巻 線	北九州市八幡西区木屋瀬四丁目 7 1 5 番 6 地先か ら 北九州市八幡西区大字楠橋 4 9 6 0 番 3 まで

北九州市告示第 36 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を決定する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 6 年 2 月 1 日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	区域決定の区間	幅員 (m)	延長 (m)
3290	原町別院 19 号線	門司区原町別院 15 番 47 地先から 門司区原町別院 15 番 39 地先まで	6.0	122.3
2107	清田 36 号線	八幡東区清田二丁目 15 番 17 地先から 八幡東区清田二丁目 15 番 29 地先まで	6.0 ～ 6.1	166.6

北九州市告示第 37 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 6 年 2 月 1 日

北九州市長 武内和久

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
1905	下馬寄 1号線	前	門司区下馬寄1番1地先から 門司区下馬寄20番4地先まで	5.6 ～ 6.8	367.9
		後	門司区下馬寄1番1地先から 門司区下馬寄20番4地先まで	5.6 ～ 6.3	368.0
1908	下馬寄 4号線	前	門司区下馬寄13番3地先から 門司区下馬寄15番8地先まで	6.0 ～ 6.4	219.4
		後	門司区下馬寄13番22地先から 門司区下馬寄15番8地先まで	6.0 ～ 6.4	219.9
1913	下馬寄 9号線	前	門司区下馬寄12番2地先から 門司区下馬寄14番7地先まで	5.8 ～ 6.3	211.5

		後	門司区下馬寄 1 2 番 1 3 地 先から 門司区下馬寄 1 4 番 7 地先 まで	5.8 ～ 6.3	212.2
2 5 7 0	原町別 院 9 号 線	前	門司区原町別院 1 5 番 5 地 先から 門司区原町別院 2 0 番 4 地 先まで	6.1 ～ 6.3	129.5
		後	門司区原町別院 1 5 番 5 地 先から 門司区原町別院 2 0 番 3 地 先まで	6.0 ～ 6.3	129.0
1 6 2 1	清水 5 号線	前	小倉北区清水五丁目 5 5 番 地先から 小倉北区清水五丁目 2 5 6 8 番地先まで	2.7 ～ 6.9	335.2
		後	小倉北区清水五丁目 5 5 番 地先から 小倉北区清水五丁目 2 5 6 8 番地先まで	2.7 ～ 6.9	336.5
1 6 3 0	清水 1 4 号線	前	小倉北区清水五丁目 5 9 番 地先から 小倉北区皿山町 2 4 8 6 番 1 地先まで	3.8 ～ 8.3	284.9
		後	小倉北区清水五丁目 5 9 番 地先から 小倉北区清水五丁目 2 4 8 7 番 1 地先まで	3.7 ～ 8.3	284.3
1 9 9 8	皿山町 2 号線	前	小倉北区皿山町 2 0 9 0 番 3 地先から 小倉北区皿山町 2 4 8 6 番 1 地先まで	1.5 ～ 13.2	298.4

		後	小倉北区皿山町 2 0 9 0 番 3 地先から 小倉北区皿山町 2 4 8 6 番 1 地先まで	1.2 ～ 13.2	297.7
1 9 9 9	皿山町 3 号線	前	小倉北区皿山町 2 4 8 5 番 6 地先から 小倉北区皿山町 2 5 5 1 番 5 地先まで	3.8 ～ 9.1	319.2
		後	小倉北区皿山町 2 4 8 5 番 2 地先から 小倉北区皿山町 2 5 5 1 番 5 地先まで	3.9 ～ 5.6	319.9
1 5 4 1	朽網 8 号線	前	小倉南区朽網東三丁目 1 3 1 5 番 1 地先から 小倉南区大字朽網 2 2 8 4 番 1 地先まで	1.9 ～ 5.4	391.3
		後	小倉南区朽網東三丁目 1 3 1 5 番 1 地先から 小倉南区朽網東三丁目 2 2 8 4 番 1 地先まで	1.9 ～ 5.4	391.1
4 8 0 5	朽網東 6 号線	前	小倉南区朽網東三丁目 1 3 1 1 番 1 地先から 小倉南区朽網東三丁目 1 3 0 7 番 3 地先まで	4.1 ～ 8.3	47.1
		後	小倉南区朽網東三丁目 1 3 1 1 番 1 地先から 小倉南区朽網東三丁目 1 3 0 7 番 4 地先まで	4.1 ～ 7.1	47.5
5 6 9 5	朽網東 1 3 号 線	前	小倉南区朽網東三丁目 1 3 0 2 番 3 地先から 小倉南区朽網東四丁目 1 1 7 9 番地先まで	5.4 ～ 6.8	296.1

		後	小倉南区朽網東三丁目 1 3 0 2 番 3 地先から 小倉南区朽網東四丁目 1 1 7 9 番地先まで	5.4 ～ 6.8	296.0
6 3 3 9	朽網東 4 0 号 線	前	小倉南区朽網東三丁目 1 3 0 5 番 6 地先から 小倉南区朽網東三丁目 1 3 1 0 番 1 地先まで	4.0 ～ 5.3	114.7
		後	小倉南区朽網東三丁目 1 3 0 5 番 1 地先から 小倉南区朽網東三丁目 1 3 1 0 番 1 地先まで	4.0 ～ 5.3	109.8
7 1 0	清田山 路松尾 町 1 号 線	前	八幡東区清田二丁目 1 1 番 1 0 地先から 八幡東区山路松尾町 9 4 5 番 2 地先まで	8.9 ～ 39.4	770.9
		後	八幡東区清田二丁目 1 1 番 1 0 地先から 八幡東区山路松尾町 9 4 5 番 2 地先まで	8.9 ～ 39.4	770.9
1 2 2 4	清田 1 0 号線	前	八幡東区清田二丁目兼二橋 から 八幡東区清田二丁目 1 4 番 1 5 地先まで	9.8 ～ 11.3	239.2
		後	八幡東区清田二丁目兼二橋 から 八幡東区清田二丁目 1 4 番 1 5 地先まで	10.7 ～ 11.1	236.2
1 7 5 2	松尾町 2 号線	前	八幡東区松尾町 8 番 1 8 地 先から 八幡東区松尾町 1 2 番 1 7 地先まで	5.2 ～ 6.1	387.7

		後	八幡東区松尾町 8 番 1 8 地 先から 八幡東区松尾町 1 2 番 1 7 地先まで	4.9 ～ 6.1	387.8
5 1 9	楠橋 3 号線	前	八幡西区大字楠橋 4 0 0 2 番地先から 八幡西区大字楠橋 4 4 0 1 番 1 地先まで	5.4 ～ 10.4	757.8
		後	八幡西区大字楠橋 3 9 9 9 番 2 地先から 八幡西区大字楠橋 4 4 0 1 番 1 地先まで	5.4 ～ 10.4	730.9
5 4 7	大浦浅 川台 1 号線	前	八幡西区大浦三丁目 1 番 1 地先から 八幡西区浅川台一丁目 8 4 7 番 1 6 地先まで	22.0 ～ 41.2	996.7
		後	八幡西区大浦三丁目 1 番 1 地先から 八幡西区浅川台一丁目 8 4 7 番 1 6 地先まで	22.0 ～ 41.2	996.7
7 0 3	藤原浅 川 1 号 線	前	八幡西区藤原二丁目 8 4 3 番 1 0 地先から 八幡西区浅川一丁目 1 9 2 番地先まで	7.8 ～ 8.2	920.3
		後	八幡西区藤原二丁目 8 4 3 番 5 地先から 八幡西区浅川一丁目 1 9 2 番地先まで	7.9 ～ 8.2	918.7
7 3 6	幸神鉄 王 1 号 線	前	八幡西区幸神四丁目 8 番 2 7 地先から 八幡西区鉄王一丁目 1 1 番 2 地先まで	10.8 ～ 18.6	979.3

		後	八幡西区幸神四丁目8番4 地先から 八幡西区鉄王一丁目11番 2地先まで	10.8 ～ 18.6	979.3
757	野面1 号線	前	八幡西区大字野面1285 番1地先から 八幡西区大字野面2399 番1地先まで	4.1 ～ 26.8	595.2
		後	八幡西区大字野面1285 番1地先から 八幡西区野面二丁目239 9番1地先まで	5.1 ～ 26.8	594.9
785	元城町 西川頭 町1号 線	前	八幡西区元城町133番6 地先から 八幡西区西川頭町5番2地 先まで	2.2 ～ 8.6	1,001.9
		後	八幡西区元城町133番6 地先から 八幡西区西川頭町5番2地 先まで	2.2 ～ 9.5	1,000.1
1011	相生町 11号 線	前	八幡西区相生町6番3地先 から 八幡西区相生町7番7地先 まで	8.1	109.2
		後	八幡西区相生町6番3地先 から 八幡西区相生町7番7地先 まで	8.1 ～ 8.2	109.6
1012	相生町 12号 線	前	八幡西区相生町12番17 地先から 八幡西区相生町7番4地先 まで	8.1	163.5

		後	八幡西区相生町 1 2 番 1 7 地先から 八幡西区相生町 7 番 4 地先 まで	8.0 ～ 8.1	163.6
1 0 1 7	相生町 1 7 号 線	前	八幡西区相生町 6 番 1 地先 から 八幡西区相生町 1 0 番 2 0 地先まで	7.9 ～ 8.1	379.2
		後	八幡西区相生町 6 番 1 地先 から 八幡西区相生町 1 0 番 2 0 地先まで	7.9 ～ 8.2	379.4
2 8 5 7	楠橋 2 5 5 号 線	前	八幡西区大字楠橋 4 7 4 1 番 2 地先から 八幡西区大字楠橋 4 6 3 4 番地先まで	8.1 ～ 11.9	335.5
		後	八幡西区大字楠橋 4 7 4 1 番 2 地先から 八幡西区大字楠橋 4 6 3 2 番 6 0 地先まで	7.6 ～ 11.0	335.9
2 8 5 9	楠橋 2 5 7 号 線	前	八幡西区大字楠橋 4 6 2 6 番地先から 八幡西区大字楠橋 4 6 0 0 番地先まで	2.2 ～ 4.2	106.9
		後	八幡西区大字楠橋 4 6 3 2 番 7 1 地先から 八幡西区大字楠橋 4 6 3 2 番 7 5 地先まで	3.0 ～ 4.0	108.2
2 8 8 9	楠橋 2 8 7 号 線	前	八幡西区大字楠橋 3 9 7 8 番 2 地先から 八幡西区大字楠橋 3 9 9 3 番地先まで	0.8 ～ 3.4	37.5

		後	八幡西区楠橋西三丁目39 78番2地先から 八幡西区大字楠橋3993 番地先まで	0.8 ～ 3.4	37.3
2972	小鷺田 町1号 線	前	八幡西区小鷺田町4番5地 先から 八幡西区小鷺田町4番1地 先まで	3.7 ～ 10.4	176.4
		後	八幡西区小鷺田町4番5地 先から 八幡西区小鷺田町4番1地 先まで	3.7 ～ 7.4	176.7
2980	小鷺田 町9号 線	前	八幡西区小鷺田町2番6地 先から 八幡西区小鷺田町1番8地 先まで	3.8 ～ 4.2	73.6
		後	八幡西区小鷺田町2番6地 先から 八幡西区小鷺田町1番8地 先まで	3.8 ～ 4.2	73.3
2981	小鷺田 町10 号線	前	八幡西区小鷺田町2番6地 先から 八幡西区小鷺田町1番5地 先まで	1.8 ～ 4.2	112.0
		後	八幡西区小鷺田町2番6地 先から 八幡西区小鷺田町1番5地 先まで	1.8 ～ 4.2	111.6
3094	木屋瀬 14号 線	前	八幡西区大字木屋瀬668 番3地先から 八幡西区大字木屋瀬549 番2地先まで	6.4 ～ 10.8	478.5

		後	八幡西区大字木屋瀬 6 6 8 番 3 7 地先から 八幡西区大字木屋瀬 5 4 8 番 1 地先まで	6.4 ～ 10.8	477.3
3 2 3 9	幸神 3 2 号線	前	八幡西区幸神四丁目 1 番 1 地先から 八幡西区幸神四丁目 8 番 2 7 地先まで	5.2 ～ 6.0	414.8
		後	八幡西区幸神四丁目 1 番 1 地先から 八幡西区幸神四丁目 8 番 4 地先まで	5.2 ～ 6.0	415.3
3 8 2 7	鉄王 1 4 号線	前	八幡西区鉄王二丁目 1 番 1 地先から 八幡西区鉄王二丁目 1 番 1 地先まで	8.1 ～ 9.0	203.9
		後	八幡西区鉄王二丁目 1 番 2 9 9 地先から 八幡西区鉄王二丁目 1 番 4 5 5 地先まで	8.6 ～ 9.2	203.9
4 1 9 5	野面 8 号線	前	八幡西区大字野面 2 1 8 7 番 1 地先から 八幡西区大字野面 2 1 8 0 番 2 地先まで	1.7 ～ 3.7	86.5
		後	八幡西区野面一丁目 2 1 8 7 番 1 地先から 八幡西区野面一丁目 2 1 8 0 番 2 地先まで	1.7 ～ 3.7	86.3
4 2 2 1	野面 3 4 号線	前	八幡西区野面二丁目 2 3 2 0 番 1 地先から 八幡西区野面二丁目 2 2 8 4 番 1 地先まで	2.8 ～ 4.4	279.2

		後	八幡西区野面二丁目232 0番1地先から 八幡西区野面二丁目228 4番1地先まで	2.8 ～ 4.4	279.1
4412	馬場山 48号 線	前	八幡西区馬場山緑769番 4地先から 八幡西区大字馬場山780 番2地先まで	3.9 ～ 9.6	236.5
		後	八幡西区馬場山緑768番 地先から 八幡西区馬場山緑776番 29地先まで	4.2 ～ 9.6	238.6
4493	東川頭 町2号 線	前	八幡西区東川頭町13番3 地先から 八幡西区東川頭町191番 4地先まで	4.9 ～ 10.1	576.7
		後	八幡西区東川頭町13番4 5地先から 八幡西区東川頭町191番 4地先まで	4.9 ～ 10.1	576.0
4748	藤原3 号線	前	八幡西区藤原二丁目159 番10地先から 八幡西区藤原二丁目334 番2地先まで	6.0 ～ 6.1	70.4
		後	八幡西区藤原三丁目174 番38地先から 八幡西区藤原二丁目334 番2地先まで	6.0 ～ 6.2	70.2
4749	藤原4 号線	前	八幡西区藤原二丁目159 番28地先から 八幡西区藤原二丁目830 番6地先まで	6.0 ～ 10.0	350.2

		後	八幡西区藤原二丁目159番28地先から 八幡西区藤原二丁目830番6地先まで	6.0 ～ 6.2	350.2
4750	藤原5号線	前	八幡西区藤原二丁目159番3地先から 八幡西区藤原二丁目158番17地先まで	4.0 ～ 8.8	135.5
		後	八幡西区藤原二丁目159番3地先から 八幡西区藤原二丁目158番17地先まで	4.0 ～ 4.1	135.5
4751	藤原6号線	前	八幡西区藤原二丁目829番41地先から 八幡西区藤原二丁目836番10地先まで	4.7 ～ 6.0	226.1
		後	八幡西区藤原二丁目829番41地先から 八幡西区藤原二丁目836番10地先まで	4.7 ～ 6.0	225.9
4753	藤原8号線	前	八幡西区藤原二丁目823番8地先から 八幡西区藤原二丁目839番9地先まで	4.9 ～ 5.2	61.7
		後	八幡西区藤原二丁目823番8地先から 八幡西区藤原二丁目839番9地先まで	4.9 ～ 5.2	61.7
4754	藤原9号線	前	八幡西区藤原二丁目833番3地先から 八幡西区藤原二丁目155番22地先まで	4.1	65.0

		後	八幡西区藤原二丁目 8 3 3 番 3 地先から 八幡西区藤原二丁目 1 5 5 番 2 2 地先まで	4.0 ～ 4.1	65.1
4 7 5 5	藤原 1 0 号線	前	八幡西区藤原二丁目 8 3 4 番 2 地先から 八幡西区藤原二丁目 8 4 2 番 2 3 地先まで	3.9 ～ 8.6	63.7
		後	八幡西区藤原二丁目 8 3 4 番 2 地先から 八幡西区藤原二丁目 8 4 2 番 2 3 地先まで	4.0	63.6
4 7 5 6	藤原 1 1 号線	前	八幡西区藤原二丁目 8 3 9 番 2 地先から 八幡西区藤原二丁目 8 4 0 番 6 地先まで	4.0	57.9
		後	八幡西区藤原二丁目 8 3 9 番 2 地先から 八幡西区藤原二丁目 8 4 0 番 6 地先まで	3.8 ～ 4.0	57.9
4 7 5 7	藤原 1 2 号線	前	八幡西区藤原二丁目 8 4 2 番 2 0 地先から 八幡西区藤原二丁目 8 4 2 番 9 地先まで	4.0 ～ 4.1	51.5
		後	八幡西区藤原二丁目 8 4 2 番 2 0 地先から 八幡西区藤原二丁目 8 4 2 番 9 地先まで	4.0 ～ 4.1	51.5
4 7 6 8	藤原 2 3 号線	前	八幡西区藤原三丁目 1 8 5 番 6 3 地先から 八幡西区藤原三丁目 1 8 5 番 5 9 地先まで	6.0	80.9

		後	八幡西区藤原三丁目185番63地先から 八幡西区藤原三丁目185番59地先まで	6.0	81.5
4769	藤原2 4号線	前	八幡西区藤原三丁目172番18地先から 八幡西区藤原三丁目172番24地先まで	6.0	103.1
		後	八幡西区藤原三丁目172番18地先から 八幡西区藤原三丁目172番24地先まで	6.0	102.7
4770	藤原2 5号線	前	八幡西区藤原三丁目185番55地先から 八幡西区藤原三丁目185番16地先まで	4.6	81.1
		後	八幡西区藤原三丁目185番131地先から 八幡西区藤原三丁目185番16地先まで	4.6	81.8
4771	藤原2 6号線	前	八幡西区藤原三丁目173番24地先から 八幡西区藤原三丁目172番17地先まで	4.6	89.9
		後	八幡西区藤原三丁目173番24地先から 八幡西区藤原三丁目172番17地先まで	4.6	89.7
4772	藤原2 7号線	前	八幡西区藤原三丁目185番11地先から 八幡西区藤原三丁目185番103地先まで	4.4 ～ 4.6	133.5

		後	八幡西区藤原三丁目185 番11地先から 八幡西区藤原三丁目185 番103地先まで	4.5 ～ 4.6	133.5
4773	藤原2 8号線	前	八幡西区藤原三丁目173 番20地先から 八幡西区藤原三丁目172 番8地先まで	4.6	76.4
		後	八幡西区藤原三丁目173 番20地先から 八幡西区藤原三丁目172 番8地先まで	4.6	76.5
4774	藤原2 9号線	前	八幡西区藤原三丁目174 番25地先から 八幡西区藤原三丁目174 番19地先まで	6.0 ～ 6.1	81.1
		後	八幡西区藤原三丁目174 番25地先から 八幡西区藤原三丁目174 番19地先まで	6.0 ～ 6.1	80.9
4775	藤原3 0号線	前	八幡西区藤原三丁目174 番32地先から 八幡西区藤原三丁目172 番3地先まで	6.0 ～ 6.1	75.3
		後	八幡西区藤原三丁目174 番32地先から 八幡西区藤原三丁目172 番3地先まで	6.0 ～ 6.1	75.2
4776	藤原3 1号線	前	八幡西区藤原三丁目174 番33地先から 八幡西区藤原三丁目174 番10地先まで	4.6 ～ 4.7	81.1

		後	八幡西区藤原三丁目174番33地先から 八幡西区藤原三丁目174番10地先まで	4.6	81.0
4777	藤原3 2号線	前	八幡西区藤原三丁目174番28地先から 八幡西区藤原三丁目173番10地先まで	4.6 ～ 4.7	80.4
		後	八幡西区藤原三丁目174番28地先から 八幡西区藤原三丁目173番10地先まで	4.6 ～ 4.7	80.3
4778	藤原3 3号線	前	八幡西区藤原三丁目174番6地先から 八幡西区藤原三丁目333番5地先まで	4.6 ～ 9.0	81.0
		後	八幡西区藤原三丁目174番6地先から 八幡西区藤原三丁目333番5地先まで	4.6	80.8
4779	藤原3 4号線	前	八幡西区藤原三丁目159番38地先から 八幡西区藤原三丁目159番17地先まで	4.5 ～ 4.6	103.8
		後	八幡西区藤原三丁目159番38地先から 八幡西区藤原三丁目159番17地先まで	4.5 ～ 4.6	103.6
5289	元城町 1号線	前	八幡西区元城町5番12地先から 八幡西区元城町16番地先まで	4.7 ～ 8.0	17.9

		後	八幡西区元城町5番12地 先から 八幡西区元城町5番12地 先まで	4.7 ～ 5.3	21.0
5603	楠橋2 96号 線	前	八幡西区楠橋西三丁目43 17番6地先から 八幡西区楠橋西三丁目43 29番まで	5.7 ～ 11.5	128.6
		後	八幡西区楠橋西三丁目43 18番1地先から 八幡西区楠橋西三丁目43 29番まで	5.6 ～ 11.5	125.9
6873	鉄王4 9号線	前	八幡西区鉄王二丁目1番1 地先から 八幡西区鉄王二丁目1番2 99地先まで	9.5 ～ 16.7	136.2
		後	八幡西区鉄王二丁目1番4 03地先から 八幡西区鉄王二丁目1番2 99地先まで	9.5	135.4
6917	鉄王5 4号線	前	八幡西区鉄王二丁目1番3 86地先から 八幡西区鉄王二丁目1番3 71地先まで	8.0 ～ 9.5	171.0
		後	八幡西区鉄王二丁目1番3 86地先から 八幡西区鉄王二丁目1番3 71地先まで	8.0 ～ 9.5	171.0

北九州市告示第 38 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり令和 6 年 2 月 1 日から道路の供用を開始する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 6 年 2 月 1 日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間
1905	下馬寄 1 号線	門司区下馬寄 1 番 1 地先から 門司区下馬寄 20 番 4 地先まで
1908	下馬寄 4 号線	門司区下馬寄 13 番 22 地先から 門司区下馬寄 15 番 8 地先まで
1913	下馬寄 9 号線	門司区下馬寄 12 番 13 地先から 門司区下馬寄 14 番 7 地先まで
2570	原町別院 9 号線	門司区原町別院 15 番 5 地先から 門司区原町別院 20 番 3 地先まで
3290	原町別院 19 号線	門司区原町別院 15 番 47 地先から 門司区原町別院 15 番 39 地先まで
1621	清水 5 号線	小倉北区清水五丁目 55 番地先から 小倉北区清水五丁目 2568 番地先まで
1630	清水 14 号線	小倉北区清水五丁目 59 番地先から 小倉北区清水五丁目 2487 番 1 地先まで
1998	皿山町 2 号線	小倉北区皿山町 2090 番 3 地先から 小倉北区皿山町 2486 番 1 地先まで
1999	皿山町 3 号線	小倉北区皿山町 2485 番 2 地先から 小倉北区皿山町 2551 番 5 地先まで

5 6 9 5	朽網東 1 3 号線	小倉南区朽網東三丁目 1 3 0 2 番 3 地先から 小倉南区朽網東四丁目 1 1 7 9 番地先まで
6 3 3 9	朽網東 4 0 号線	小倉南区朽網東三丁目 1 3 0 5 番 1 地先から 小倉南区朽網東三丁目 1 3 1 0 番 1 地先まで
7 1 0	清田山路 松尾町 1 号線	八幡東区清田二丁目 1 1 番 1 0 地先から 八幡東区山路松尾町 9 4 5 番 2 地先まで
1 2 2 4	清田 1 0 号線	八幡東区清田二丁目兼二橋から 八幡東区清田二丁目 1 4 番 1 5 地先まで
1 7 5 2	松尾町 2 号線	八幡東区松尾町 8 番 1 8 地先から 八幡東区松尾町 1 2 番 1 7 地先まで
2 1 0 7	清田 3 6 号線	八幡東区清田二丁目 1 5 番 1 7 地先から 八幡東区清田二丁目 1 5 番 2 9 地先まで
5 1 9	楠橋 3 号 線	八幡西区大字楠橋 3 9 9 9 番 2 地先から 八幡西区大字楠橋 4 4 0 1 番 1 地先まで
5 4 7	大浦浅川 台 1 号線	八幡西区大浦三丁目 1 番 1 地先から 八幡西区浅川台一丁目 8 4 7 番 1 6 地先まで
7 0 3	藤原浅川 1 号線	八幡西区藤原二丁目 8 4 3 番 5 地先から 八幡西区浅川一丁目 1 9 2 番地先まで
7 3 6	幸神鉄王 1 号線	八幡西区幸神四丁目 8 番 4 地先から 八幡西区鉄王一丁目 1 1 番 2 地先まで
7 5 7	野面 1 号 線	八幡西区大字野面 1 2 8 5 番 1 地先から 八幡西区野面二丁目 2 3 9 9 番 1 地先まで
7 8 5	元城町西 川頭町 1 号線	八幡西区元城町 1 3 3 番 6 地先から 八幡西区西川頭町 5 番 2 地先まで
1 0 1 1	相生町 1 1 号線	八幡西区相生町 6 番 3 地先から 八幡西区相生町 7 番 7 地先まで

1 0 1 2	相生町 1 2 号線	八幡西区相生町 1 2 番 1 7 地先から 八幡西区相生町 7 番 4 地先まで
1 0 1 7	相生町 1 7 号線	八幡西区相生町 6 番 1 地先から 八幡西区相生町 1 0 番 2 0 地先まで
2 8 5 7	楠橋 2 5 5 号線	八幡西区大字楠橋 4 7 4 1 番 2 地先から 八幡西区大字楠橋 4 6 3 2 番 6 0 地先まで
2 8 5 9	楠橋 2 5 7 号線	八幡西区大字楠橋 4 6 3 2 番 7 1 地先から 八幡西区大字楠橋 4 6 3 2 番 7 5 地先まで
2 8 8 9	楠橋 2 8 7 号線	八幡西区楠橋西三丁目 3 9 7 8 番 2 地先から 八幡西区大字楠橋 3 9 9 3 番地先まで
2 9 7 2	小鷺田町 1 号線	八幡西区小鷺田町 4 番 5 地先から 八幡西区小鷺田町 4 番 1 地先まで
2 9 8 0	小鷺田町 9 号線	八幡西区小鷺田町 2 番 6 地先から 八幡西区小鷺田町 1 番 8 地先まで
2 9 8 1	小鷺田町 1 0 号線	八幡西区小鷺田町 2 番 6 地先から 八幡西区小鷺田町 1 番 5 地先まで
3 0 9 4	木屋瀬 1 4 号線	八幡西区大字木屋瀬 6 6 8 番 3 7 地先から 八幡西区大字木屋瀬 5 4 8 番 1 地先まで
3 2 3 9	幸神 3 2 号線	八幡西区幸神四丁目 1 番 1 地先から 八幡西区幸神四丁目 8 番 4 地先まで
3 8 2 7	鉄王 1 4 号線	八幡西区鉄王二丁目 1 番 2 9 9 地先から 八幡西区鉄王二丁目 1 番 4 5 5 地先まで
4 1 9 5	野面 8 号 線	八幡西区野面一丁目 2 1 8 7 番 1 地先から 八幡西区野面一丁目 2 1 8 0 番 2 地先まで
4 2 2 1	野面 3 4 号線	八幡西区野面二丁目 2 3 2 0 番 1 地先から 八幡西区野面二丁目 2 2 8 4 番 1 地先まで
4 4 1 2	馬場山 4 8 号線	八幡西区馬場山緑 7 6 8 番地先から 八幡西区馬場山緑 7 7 6 番 2 9 地先まで

4 4 9 3	東川頭町 2号線	八幡西区東川頭町13番45地先から 八幡西区東川頭町191番4地先まで
4 7 4 8	藤原3号 線	八幡西区藤原三丁目174番38地先から 八幡西区藤原二丁目334番2地先まで
4 7 4 9	藤原4号 線	八幡西区藤原二丁目159番28地先から 八幡西区藤原二丁目830番6地先まで
4 7 5 0	藤原5号 線	八幡西区藤原二丁目159番3地先から 八幡西区藤原二丁目158番17地先まで
4 7 5 1	藤原6号 線	八幡西区藤原二丁目829番41地先から 八幡西区藤原二丁目836番10地先まで
4 7 5 3	藤原8号 線	八幡西区藤原二丁目823番8地先から 八幡西区藤原二丁目839番9地先まで
4 7 5 4	藤原9号 線	八幡西区藤原二丁目833番3地先から 八幡西区藤原二丁目155番22地先まで
4 7 5 5	藤原10 号線	八幡西区藤原二丁目834番2地先から 八幡西区藤原二丁目842番23地先まで
4 7 5 6	藤原11 号線	八幡西区藤原二丁目839番2地先から 八幡西区藤原二丁目840番6地先まで
4 7 5 7	藤原12 号線	八幡西区藤原二丁目842番20地先から 八幡西区藤原二丁目842番9地先まで
4 7 6 8	藤原23 号線	八幡西区藤原三丁目185番63地先から 八幡西区藤原三丁目185番59地先まで
4 7 6 9	藤原24 号線	八幡西区藤原三丁目172番18地先から 八幡西区藤原三丁目172番24地先まで
4 7 7 0	藤原25 号線	八幡西区藤原三丁目185番131地先から 八幡西区藤原三丁目185番16地先まで
4 7 7 1	藤原26 号線	八幡西区藤原三丁目173番24地先から 八幡西区藤原三丁目172番17地先まで

4 7 7 2	藤原 2 7 号線	八幡西区藤原三丁目 1 8 5 番 1 1 地先から 八幡西区藤原三丁目 1 8 5 番 1 0 3 地先まで
4 7 7 3	藤原 2 8 号線	八幡西区藤原三丁目 1 7 3 番 2 0 地先から 八幡西区藤原三丁目 1 7 2 番 8 地先まで
4 7 7 4	藤原 2 9 号線	八幡西区藤原三丁目 1 7 4 番 2 5 地先から 八幡西区藤原三丁目 1 7 4 番 1 9 地先まで
4 7 7 5	藤原 3 0 号線	八幡西区藤原三丁目 1 7 4 番 3 2 地先から 八幡西区藤原三丁目 1 7 2 番 3 地先まで
4 7 7 6	藤原 3 1 号線	八幡西区藤原三丁目 1 7 4 番 3 3 地先から 八幡西区藤原三丁目 1 7 4 番 1 0 地先まで
4 7 7 7	藤原 3 2 号線	八幡西区藤原三丁目 1 7 4 番 2 8 地先から 八幡西区藤原三丁目 1 7 3 番 1 0 地先まで
4 7 7 8	藤原 3 3 号線	八幡西区藤原三丁目 1 7 4 番 6 地先から 八幡西区藤原三丁目 3 3 3 番 5 地先まで
4 7 7 9	藤原 3 4 号線	八幡西区藤原三丁目 1 5 9 番 3 8 地先から 八幡西区藤原三丁目 1 5 9 番 1 7 地先まで
5 2 8 9	元城町 1 号線	八幡西区元城町 5 番 1 2 地先から 八幡西区元城町 5 番 1 2 地先まで
5 6 0 3	楠橋 2 9 6 号線	八幡西区楠橋西三丁目 4 3 1 8 番 1 地先から 八幡西区楠橋西三丁目 4 3 2 9 番まで
6 8 7 3	鉄王 4 9 号線	八幡西区鉄王二丁目 1 番 4 0 3 地先から 八幡西区鉄王二丁目 1 番 2 9 9 地先まで
6 9 1 7	鉄王 5 4 号線	八幡西区鉄王二丁目 1 番 3 8 6 地先から 八幡西区鉄王二丁目 1 番 3 7 1 地先まで

北九州市告示第 39 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項の規定により育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第 69 条第 1 号の規定により次のとおり告示する。

令和 6 年 2 月 1 日

北九州市長 武 内 和 久

1 薬局（育成医療及び更生医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
サンキュー薬局両国橋店	北九州市小倉北区中井五丁目 18 番 13 号	令和 6 年 2 月 1 日

2 訪問看護（育成医療及び更生医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
訪問看護・リハビリステーション在宅看護センター北九州	北九州市若松区小敷ひびきの三丁目 4 番 13 - 102 号	令和 6 年 2 月 1 日

北九州市告示第40号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により次のとおり告示する。

令和6年2月1日

北九州市長 武内和久

薬局（育成医療及び更生医療）の所在地の変更

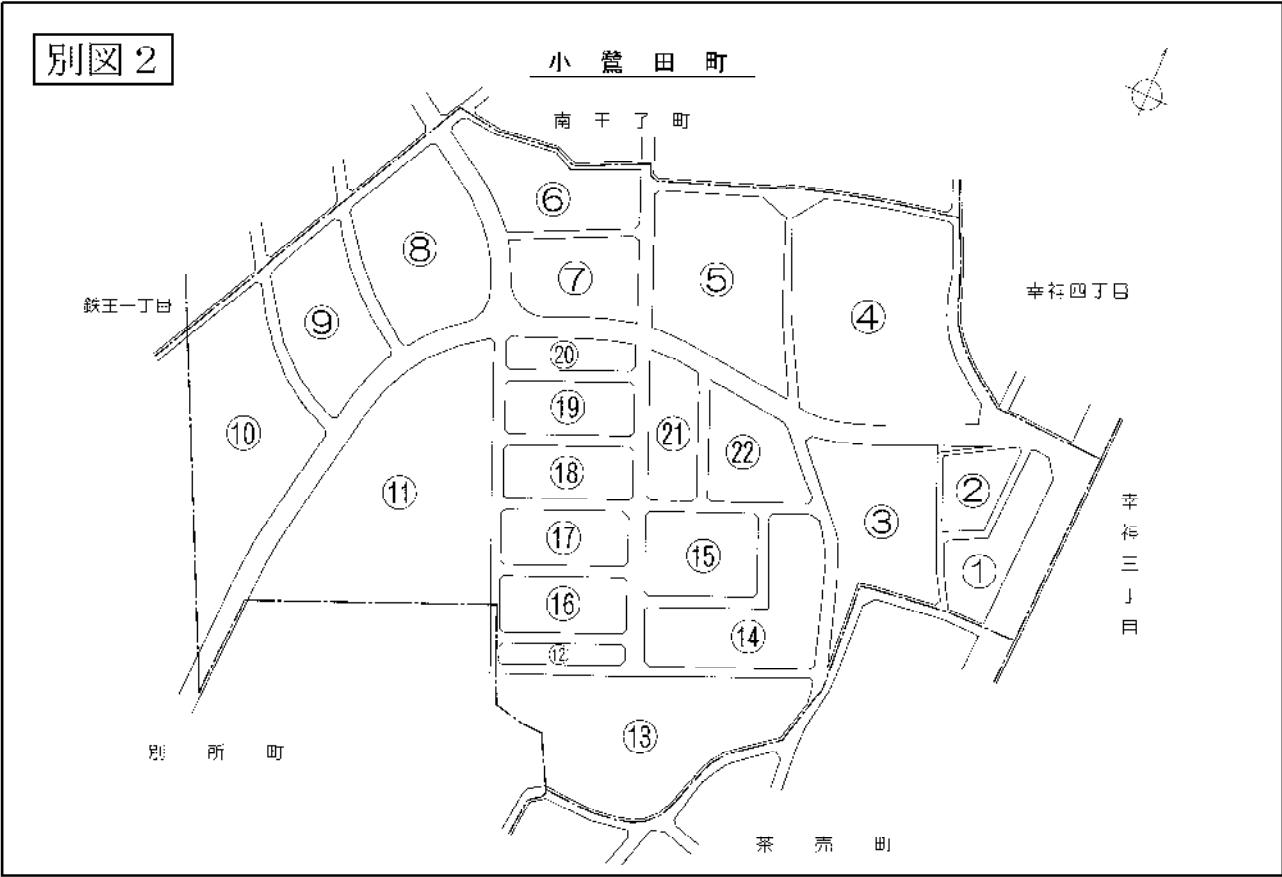
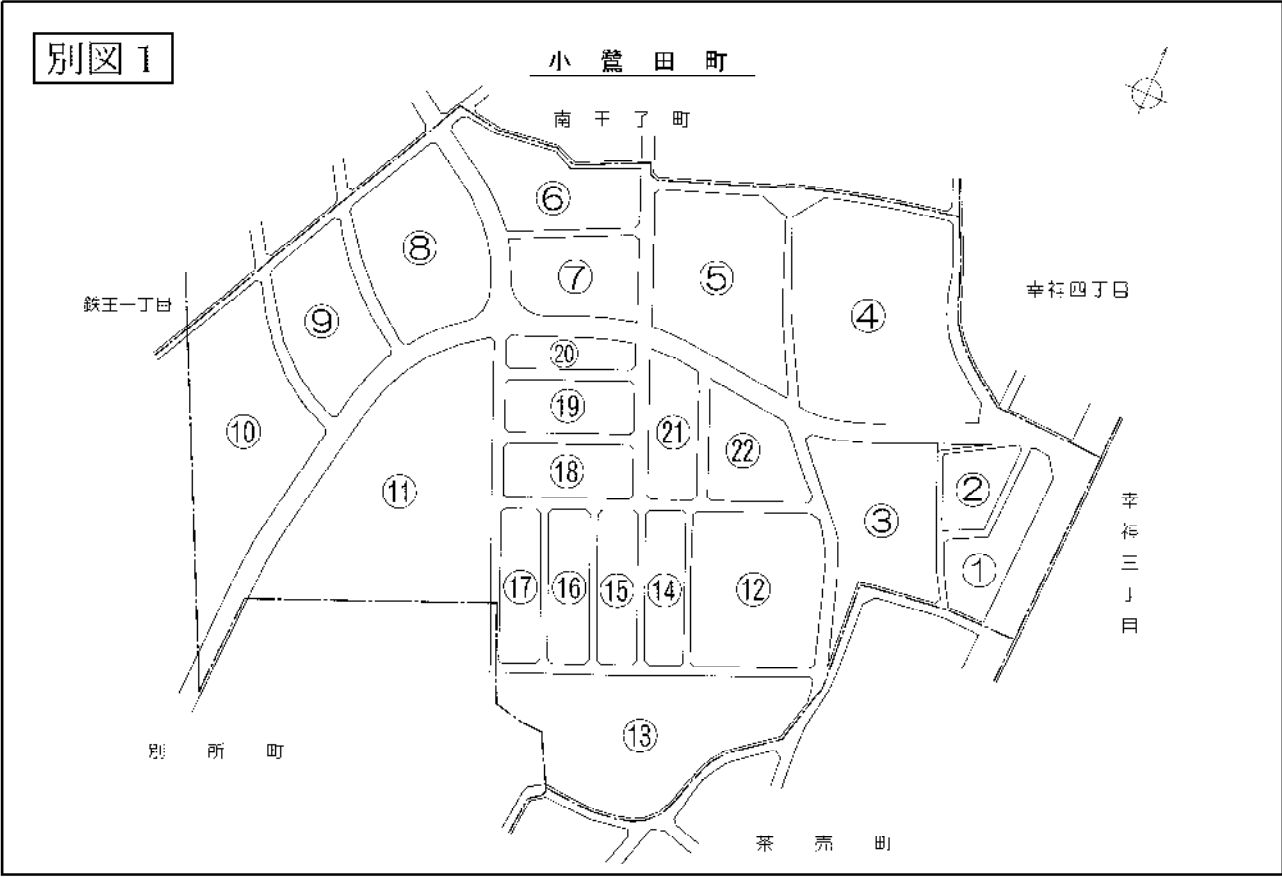
指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地		変更年月日
和田調剤薬局	旧	北九州市小倉南区下曾根新町 11番8-102号	令和5年1 2月1日
	新	北九州市小倉南区田原新町二 丁目3番22号	

北九州市告示第41号

北九州市住居表示に関する条例（昭和41年北九州市条例第4号）第2条の規定により、別図1の北九州市八幡西区小鷺田町12番及び14番から17番までの街区の区域を別図2のとおり変更し、令和6年2月1日から実施するので告示する。

令和6年2月1日

北九州市長 武内和久



北九州市公告第74号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和6年2月1日

北九州市長 武内和久

- 1 特定役務の名称及び数量
北九州市公用自動車の借入れ及び保守業務 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市港湾空港局総務部総務課
北九州市門司区西海岸一丁目2番7号
- 3 落札を決定した日
令和6年1月17日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社トヨタレンタリース福岡北九州地区
北九州市八幡西区筒井町5番1号
- 5 落札金額
2,175万6,240円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
令和5年12月1日
- 8 落札方法
最低価格による。

北九州市公告第75号

一般競争入札により、業務委託契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年2月1日

北九州市長 武内和久

1 委託内容

- (1) 業務名 子どもの安全確認等訪問対応業務
- (2) 業務内容等 仕様書で定めるとおり
- (3) 契約期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- (4) 納入場所 北九州市戸畑区汐井町1番6号
北九州市子ども総合センター

(5) 入札方法

ア 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てたものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

イ 電送及び郵送による入札は、認めない。

ウ 開札の結果、予定価格の制限範囲内での入札がない場合は、直ちに再度入札を行う。

エ 入札執行回数は、2回を限度とする。

オ 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要である。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 北九州市から指名停止処分を受けている期間でないこと。

3 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び日時
- ア 場所 北九州市戸畑区汐井町1番6号
北九州市子ども家庭局子ども総合センター
- イ 日時 この公告の日から令和6年2月19日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- (2) 入札説明書等の交付方法 前号ア及びイの場所及び日時において無償で交付する。
- (3) 入札説明会
- ア 日時 令和6年2月26日午後4時
- イ 場所 北九州市戸畑区汐井町1番6号
ウェルとばた5階 会議室
- (4) 入札に参加するための要件等
- ア この一般競争入札に参加を希望する者は、所定の期日までに入札参加申込みを行い、入札参加者としての資格を有するか否かについて審査を受けなければならない。
- イ 入札参加申込みは、所定の様式を持参又は郵送することにより行わなければならない。
- ウ この一般競争入札に参加を希望する者は、前号の入札説明会に参加しなければならない。
- (5) 入札参加申込書を提出する場所及び期間
- ア 場所 第1号アの場所と同じ
- イ 期間
- (ア) 持参の場合
この公告の日から令和6年2月19日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- (イ) 郵送の場合
書留郵便で令和6年2月19日午後5時までに必着のこと。
- (6) 競争入札参加資格確認結果の通知 令和6年2月21日までに通知する。
- 4 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日時 令和6年3月5日午後2時
- (2) 場所 北九州市戸畑区汐井町1番6号
ウェルとばた5階 会議室

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法

契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。また、所定の回数で落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約に移行する。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市子ども家庭局子ども総合センター

〒804-0067 北九州市戸畑区汐井町1番6号

電話 093-881-4556

北九州市公告第76号

一般競争入札により、物件の借入れ及び保守業務契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和6年2月1日

北九州市長 武内和久

1 調達内容

- (1) 物件の名称及び数量 カラー複合機1台
- (2) 履行の内容等 入札仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- (4) 入札方法 モノクロ複写及びカラー複写各1枚当たりの単価（当該単価に1円未満の端数がある場合は、小数点以下第2位までを記載する。）にそれぞれの予定数量（5年間分）を乗じて得た金額の合計金額により行う。ただし、契約は、落札金額におけるモノクロ複写及びカラー複写各1枚当たりの単価契約とする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 郵送による入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び期間
 - ア 場所 北九州市小倉北区内1番1号
北九州市危機管理室危機管理課
 - イ 期間 この公告の日から令和6年2月20日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休

日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

- (2) 入札関係資料の交付方法 前号アの場所及び電子メールにより無償で交付する。電子メールで交付を希望する場合は、請求者氏名、住所（法人の場合は、法人名及び担当者名並びに所在地）及び電話番号を記載するとともに、電子メールの到達を電話で確認すること。

請求先メールアドレス kiki-kanri@city.kitakyushu.lg.jp

電話 093-582-2110

- (3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。
- (4) 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和6年2月13日までに競争参加の申出書を提出しなければならない。

ア 場所 第1号アの場所と同じ

イ 期間

(ア) 持参の場合

この公告の日から令和6年2月13日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(イ) 郵送の場合

書留郵便により令和6年2月13日午後5時までに必着

- (5) 郵送による場合の入札書を提出する場所及び期限

ア 場所 第1号アの場所と同じ

イ 期限 書留郵便により令和6年2月20日午後5時までに必着

- (6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所と同じ

イ 日時 令和6年2月21日午前10時

4 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札金額の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約単価に予定数量を乗じて得た合計金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

- (2) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

- イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
- ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(3) 落札者の決定方法

契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し又は解除することができる。

(6) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名所及び所在地等

北九州市危機管理室危機管理課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2110

北九州市上下水道局告示第2号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定による給水装置工事事業者の指定を行ったので、同法第25条の3第2項の規定により次のとおり告示する。

令和6年2月1日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

指定番号	工事店の 名 称	代表者	所在地	指定年月日
M-194	青木家電サービ ス	青木正道	北九州市小倉南 区大字長野74 4番地2	令和6年2 月1日

北九州市上下水道局公告第25号

一般競争入札により、業務委託契約を締結するので、北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。）において準用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和6年2月1日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

1 委託内容

(1) 業務の名称及び予定数量

機械脱水汚泥処分業務委託 2,000トン

(2) 業務の内容等 仕様書で定めるとおり

(3) 契約期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(4) 履行場所 仕様書で定めるとおり

(5) 入札方法

ア 処分に係る汚泥1トン当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

イ 電送及び郵送による入札は、認めない。

ウ 開札の結果、予定価格の制限範囲内で入札がない場合は、直ちに再度入札を行う。

エ 入札執行回数は、2回を限度とする。

オ 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書に代理人の記名押印が必要である。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市上下水道局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成7年北九州市水道局管理規程第2号）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等

に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。

- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定に基づく行政処分の措置を地方公共団体から受けていないこと。
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく処分に関する事業の許可を、北九州市内で持つ者であること。
- (5) 処理する汚泥の全てを安定的に再生利用できる者であること。
- (6) 1日当たり最大100トン、1週当たり最大500トン及び1月当たり最大800トンの汚泥の受入れが可能であること。
- (7) この公告の日前2年間において、当該競争入札に付する契約に係る業務と同等の業務についての実績を有している者であること。
- (8) 北九州市内に廃棄物の処分を行う主たる事業所がある者であること。
- (9) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び期間
 - ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号
北九州市上下水道局水道部浄水課
 - イ 期間 この公告の日から令和6年2月28日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで並びに同月29日の午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後1時30分まで
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。
- (3) 競争入札参加申請書等の提出
 - ア 郵送による競争入札参加申請書等の提出期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和6年2月14日午後4時30分までに必着のこと。
 - イ 持参による競争入札参加申請書等の提出期限 第1号アの場所に、令和6年2月14日午後4時30分までに提出のこと。

4 入札及び開札の場所及び日時

- (1) 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号
小倉北区役所地下2階第一入札室
- (2) 日時 令和6年2月29日午後1時30分

5 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
- ア 入札保証金 入札価格に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- イ 契約保証金 契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (2) 入札の無効 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
- イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
- ウ 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
- (3) 落札者の決定方法 契約規程において準用する契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。また、所定の回数で落札者がいないときは、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第8号の規定により随意契約に移行する。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) この公告に係る契約の締結については、落札の決定があっても、この契約に係る予算が成立しない場合は、行わない。この場合において、北九州市上下水道局は、この契約を締結しないことによる補償は、行わない。
- (6) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市上下水道局水道部浄水課

〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号

電話 093-582-3155

北九州市上下水道局公告第26号

一般競争入札により、業務委託契約を締結するので、北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。）において準用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和6年2月1日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

1 委託内容

(1) 業務の名称及び予定数量

天日乾燥汚泥処分業務委託 1, 200トン

(2) 業務の内容等 仕様書で定めるとおり

(3) 契約期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(4) 履行場所 仕様書で定めるとおり

(5) 入札方法

ア 処分に係る汚泥1トン当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

イ 電送及び郵送による入札は、認めない。

ウ 開札の結果、予定価格の制限範囲内で入札がない場合は、直ちに再度入札を行う。

エ 入札執行回数は、2回を限度とする。

オ 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書に代理人の記名押印が必要である。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市上下水道局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成7年北九州市水道局管理規程第2号）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等

に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。

- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定に基づく行政処分の措置を地方公共団体から受けていないこと。
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく処分に関する事業の許可を、北九州市内で持つ者であること。
- (5) 処理する汚泥の全てを安定的に再生利用できる者であること。
- (6) 1日当たり最大100トン、1週当たり最大400トン及び1月当たり最大800トンの汚泥の受入れが可能であること。
- (7) この公告の日前2年間において、当該競争入札に付する契約に係る業務と同等の業務についての実績を有している者であること。
- (8) 北九州市内に廃棄物の処分を行う主たる事業所がある者であること。
- (9) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び期間

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市上下水道局水道部浄水課

イ 期間 この公告の日から令和6年2月28日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで並びに同月29日の午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後1時50分まで

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

- (3) 競争入札参加申請書等の提出

ア 郵送による競争入札参加申請書等の提出期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和6年2月14日午後4時30分までに必着のこと。

イ 持参による競争入札参加申請書等の提出期限 第1号アの場所に、令和6年2月14日午後4時30分までに提出のこと。

4 入札及び開札の場所及び日時

- (1) 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号

小倉北区役所地下2階第一入札室

- (2) 日時 令和6年2月29日午後1時50分

5 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
- ア 入札保証金 入札価格に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- イ 契約保証金 契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (2) 入札の無効 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
- イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
- ウ 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
- (3) 落札者の決定方法 契約規程において準用する契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。また、所定の回数で落札者がいないときは、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第8号の規定により随意契約に移行する。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) この公告に係る契約の締結については、落札の決定があっても、この契約に係る予算が成立しない場合は、行わない。この場合において、北九州市上下水道局は、この契約を締結しないことによる補償は、行わない。
- (6) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市上下水道局水道部浄水課

〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号

電話 093-582-3155

北九州市上下水道局公告第27号

一般競争入札により、業務委託契約を締結するので、北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。）において準用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和6年2月1日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

1 委託内容

(1) 業務の名称及び予定数量

浄水汚泥等処分業務委託 450トン

(2) 業務の内容等 仕様書で定めるとおり

(3) 契約期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(4) 履行場所 仕様書で定めるとおり

(5) 入札方法

ア 処分に係る汚泥1トン当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

イ 電送及び郵送による入札は、認めない。

ウ 開札の結果、予定価格の制限範囲内で入札がない場合は、直ちに再度入札を行う。

エ 入札執行回数は、2回を限度とする。

オ 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書に代理人の記名押印が必要である。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市上下水道局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成7年北九州市水道局管理規程第2号）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等

に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。

- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定に基づく行政処分の措置を地方公共団体から受けていないこと。
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく処分に関する事業の許可を、北九州市内で持つ者であること。
- (5) 処理する汚泥の全てを安定的に再生利用できる者であること。
- (6) 1日当たり最大100トン、1週当たり最大250トン及び1月当たり最大250トンの汚泥の受入れが可能であること。
- (7) この公告の日前2年間において、当該競争入札に付する契約に係る業務と同等の業務についての実績を有している者であること。
- (8) 北九州市内に廃棄物の処分を行う主たる事業所がある者であること。
- (9) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び期間

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市上下水道局水道部浄水課

イ 期間 この公告の日から令和6年2月28日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで並びに同月29日の午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後2時10分まで

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

- (3) 競争入札参加申請書等の提出

ア 郵送による競争入札参加申請書等の提出期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和6年2月14日午後4時30分までに必着のこと。

イ 持参による競争入札参加申請書等の提出期限 第1号アの場所に、令和6年2月14日午後4時30分までに提出のこと。

4 入札及び開札の場所及び日時

- (1) 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号

小倉北区役所地下2階第一入札室

- (2) 日時 令和6年2月29日午後2時10分

5 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
- ア 入札保証金 入札価格に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- イ 契約保証金 契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (2) 入札の無効 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
- イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
- ウ 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
- (3) 落札者の決定方法 契約規程において準用する契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。また、所定の回数で落札者がいないときは、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第8号の規定により随意契約に移行する。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) この公告に係る契約の締結については、落札の決定があっても、この契約に係る予算が成立しない場合は、行わない。この場合において、北九州市上下水道局は、この契約を締結しないことによる補償は、行わない。
- (6) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市上下水道局水道部浄水課

〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号

電話 093-582-3155